

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の 保全等に関する条例について

令和5年6月28日

大阪府環境農林水産部環境管理室
事業所指導課大気指導グループ



本日の内容

①大気汚染防止法について

②大阪府生活環境の保全等に関する条例
(生環条例) について

(1) 規制対象

全ての石綿含有建築材料が規制対象

- ・ 吹付け石綿 (レベル1)
- ・ 石綿含有断熱材 (レベル2)
- ・ 石綿含有保温材 (レベル2)
- ・ 石綿含有耐火被覆材 (レベル2)
- ・ 石綿含有仕上塗材 (レベル3相当)
- ・ 石綿含有成形板等 (レベル3)



石綿含有成形板等

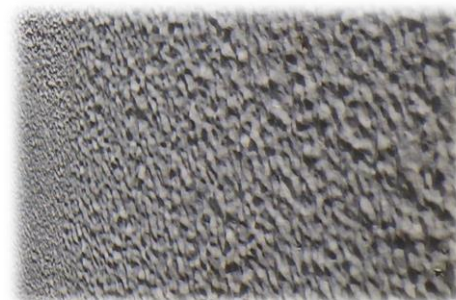
【建材例】 スレート、ビニル床
タイル、下地調整塗材 等



吹付け石綿



石綿含有保温材



石綿含有仕上塗材

(2) 事前調査の対象

解体・改造・補修工事を行う場合、事前調査が必要

※電動工具等を用いて壁面等に穴をあける作業についても
事前調査が必要です。



事前調査が不要である工事例

- ・ 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。
- ・ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業、既存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

(3) 事前調査の方法

①書面調査及び現地での目視調査

書面調査

- ・ 建築物等の設置の工事に着手した日
- ・ 使用されている建材の種類
- ・ 石綿含有建材データベース等を使用して石綿含有有無の確認

H18.09.01以後に設置の工事に着手した建物は、現地での目視調査不要。

目視調査

- ・ 設計図書と異なる点がないかを確認
- ・ 建築材料に印字されている製品名や製品番号等の確認
- ・ 石綿を含有する可能性のある建材の特定
- ・ 石綿含有の有無が不明で、分析を行う場合は建材の採取※
※同一建材ごとに3箇所以上の採取が必要

(3) 事前調査の方法

②分析調査

①の書面及び目視調査で、石綿含有の有無が把握できない場合

- ・ **分析調査を実施する**

もしくは

- ・ **「石綿含有あり」とみなして適正な飛散防止措置をとる※
(この場合分析調査は不要)**

※令和3年4月以降、レベル1の吹付け石綿等も含めて、
全ての建材についてみなしが可能となりました。



(4) 事前調査の義務を負う者

事前調査の義務は、
元請業者等（元請業者又は自主施工者）にあります！

調査漏れがないか、調査が適切な手法で行われているかを確認

※過去の調査結果が現行法の規定に従ったものであるときは、
根拠資料としてその結果を活用しても構いません。

(参考) 石綿含有製品の石綿含有率の定義

昭和50年10月1日以後	平成7年1月26日以後	平成18年9月1日以後
5重量%超	1重量%超	0.1重量%超

過去の調査結果で石綿含有「なし」と記載

→現行の基準では石綿含有「あり」となる場合があるので要注意！

(5) 事前調査を実施する者



令和5年10月から調査者等による事前調査が義務化

◎義務付け適用前であっても、調査者等による事前調査が望ましい。

調査者等

- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る)
- ・ 義務付け適用前に一般社団法人アスベスト調査診断協会に登録された者

★調査者等による調査を要しないもの

- ・ 解体等工事に係る建築物の設置の工事に着手した日に関する書面調査
- ・ 工作物の解体等工事に係る事前調査※
- ・ 個人（自主施工者）が改修作業を行う場合であって、床、壁、天井等への家具の固定のための穴あけ等の軽微な工事に係る事前調査

※石綿等が使用されているおそれの高い工作物の解体等作業及び塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等作業については、工作物石綿事前調査者に行わせなければならない（令和8年1月1日より施行）。

(6) 事前調査の記録等

①事前調査の記録の作成

工事の概要、事前調査の方法、調査結果や判断根拠等を記録

※令和5年10月以降は事前調査実施者の氏名も記録が必要

②発注者へ事前調査結果の説明

①の記録をもとに事前調査結果の書面を作成し、
発注者へ書面により事前調査結果を報告

★事前調査結果書面の記載事項はスライド17を参照



③記録・書面の保存、写しの備え付け

①の記録と②の書面（写し）を工事現場に備え付け、3年間保存

事前調査の結果、石綿含有建材が無かった場合についても
事前調査の記録等（①～③）を実施する必要があります！

(7) 事前調査結果の掲示

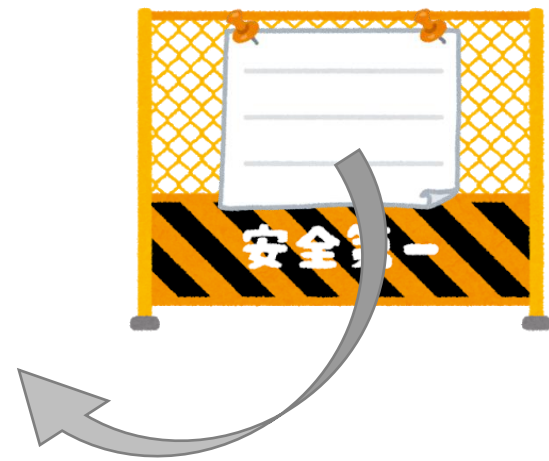
石綿の有無に関わらず、全ての解体等工事で掲示が必要

様式例

石綿に関する事前調査の結果について

大気汚染防止法第18条の15第5項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の3第4項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物等の特定建築材料の有無を調査した結果を以下のとおりお知らせします。

事業場の名称	〇〇〇〇解体工事		
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	発注者又は自主施工者の氏名及び住所	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇△△1丁目5-3
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	元請業者の氏名及び住所	△△建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 △△市〇〇△△3丁目2-1
調査終了年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△建設株式会社 □□ □□ ×××-××××-××××
看板表示日	令和〇〇年 〇月 〇日	事前調査・試料採取を実施した者の氏名、住所、登録番号	特定建築物石綿含有建材調査者(〇〇〇〇) △△建設株式会社 □□ □□ △△市〇〇△△3丁目2-1
調査箇所	建築物全体(1階～3階)	分析を実施した者の氏名、住所、登録番号	〇〇環境分析センター □□ □□ 〇〇市△△△△1丁目1-1 (〇〇〇〇)
調査方法	書面調査、現地調査、分析調査	石綿含有なしの判断根拠	1～3階 ビニル床タイル③ 1～3階 ケイ酸カルシウム板④ 外壁 仕上塗材③
調査結果 (石綿の種類及び含有率)	1階 機械室 吹付け石綿 (クリンタイト 10%)	その他事項	【石綿含有なしの判断根拠】 ① 設計図面 ② 材料の製造年月日 ③ 分析 ④ 材料製造者による証明



大きさはA3判以上

【設置場所】 周辺住民及び作業者の両方が見やすい場所

【掲示期間】 解体等の作業の開始から終了まで

※石綿含有建材の除去等作業を行う場合は、作業方法等の必要事項も併せて掲示する必要がある。(スライド21参照)

(8) 事前調査結果の自治体への報告

報告の対象

- ・ 建築物の解体作業で、工事の対象となる建物の**床面積の合計が80m²以上**であるもの
- ・ 建築物等※の改修作業で、工事の**請負代金の合計が100万円以上**であるもの

※工作物は環境大臣が定めるもの（令和2年環境省告示第77号）

材料費、消費税を含む。
事前調査の費用は除く。

報告の時期

事前調査実施後、速やかに（遅くとも工事に着手する前までに）

報告者

元請業者又は自主施工者

※上記の報告対象外であっても、解体等工事を行う際には事前調査が必要です。

大阪府内の工事では、 『石綿含有建材の種類ごとの使用面積』 についても報告をお願いします。

石綿含有建材がある場合、自由記載欄にご入力をお願いします。

申請先 ※画面イメージ

労働安全衛生法（石綿障害予防規則）申請先[?]

工事現場の
管轄労働局 **必須**

工事現場の
管轄労働基準監督
署 **必須**

大気汚染防止法申請先[?]

都道府県 **必須**

申請先自治体 **必須**

担当部署 **必須**

自由記載欄に石綿含有建材の種類ごとの使用面積をご記載ください。

自由記載欄

吹付け石綿 ○○ m²
石綿含有断熱材 ○○ m²
石綿含有保温材 ○○ m²
石綿含有耐火被覆材 ○○ m²
石綿含有仕上塗材 ○○ m²
石綿含有成形板等 ○○ m²

※文字は全角入力です。
(例：m²→m 2 と記載)

(9) 作業計画の作成

特定粉じん排出等作業について作業計画の作成が必要（元請業者等）

⇒届出対象工事※：作業開始の日の14日前まで

⇒届出対象外工事：作業開始前まで

※届出規模要件についてはスライド19を参照

作業計画の項目

- ・ 工事の概要
- ・ 石綿含有建材除去等作業
- ・ 石綿飛散防止措置
- ・ 工事の工程表
- ・ 施工体制
- ・ 安全衛生

★詳細は、環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」P.103～P.105を参照

作業計画の現場備え付け

手順等の見直しがあれば適宜計画の修正が必要

下請負人への説明

石綿の除去等作業を他の者（下請負人）に請け負わせるときは、石綿の除去等作業の方法等の説明が必要

(10) 作業の記録、記録の保存

特定粉じん排出等作業の内容等を記録し、その記録の保存が必要。

※電子データでの保存も可能。

●法第18条の14、施行規則第16条の4第3号

⇒作業の実施者（主に下請負人）が日々作業記録を作成

- ・記録の実施者：元請業者、自主施工者、下請負人
- ・保存期間：工事終了後まで保存
- ・記録事項：特定粉じん排出等作業の実施状況

●法第18条の23第2項、施行規則第16条の16

⇒上記で下請負人が作成した作業記録を基に、元請業者等は計画通り作業が行われているかを日々確認し、作業記録を作成

- ・記録の実施者：元請業者、自主施工者
- ・保存期間：工事終了後3年間
- ・記録事項：工事概要や特定粉じん排出等作業の実施状況等

★記録事項の詳細は、環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」P.230を参照

(11) 発注者への報告

除去等作業の終了後、その結果を発注者に書面で報告し、作業の記録とあわせて書面の写しを3年間保存（元請業者）

〈報告項目〉

① 特定粉じん排出等作業の概要

- ・ 対象建築物の名称及び所在地
- ・ 元請業者(法人名及び代表者名)、除去等作業を行った者(下請負人)
- ・ 作業の概要

② 石綿含有建材の取り残しがないことの確認

- ・ 確認年月日、確認結果、確認者の氏名
- ・ 確認者の講習実施機関の名称

③ 特定粉じん排出等作業の完了

- ・ 完了年月日

④ 申し送り事項

- ・ 異常時の対応、計画と異なった場合はその措置内容



本日の内容

①大気汚染防止法について

②大阪府生活環境の保全等に関する条例
(生環条例) について

(1) 事前調査結果書面の記載事項

〈法〉

- 事前調査の結果
- 建築物等のその部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 特定粉じん排出等作業の種類
- 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 特定粉じん排出等作業の方法
- 特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由
- 事前調査を終了した年月日
- 事前調査の方法
- 施行規則第16条の5第二号に規定する調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項
- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

〈条例〉

- 建築物等の階、部屋及び部位ごとの特定建築材料の使用の有無
- 大気中石綿濃度測定計画（測定義務がかかる工事に限る）

(2) 事前調査結果書面の説明時期

〈法〉

- 解体等工事の開始の日まで（届出対象特定工事に該当する場合は、
特定粉じん排出等作業の14日前まで）

〈条例〉

- 解体等工事の開始の日まで（特定粉じん排出等作業に該当する場合は、
特定粉じん排出等作業の14日前まで）

(3) 特定粉じん排出等作業実施届出書

作業開始日※の14日前までに提出が必要（発注者）

※石綿の除去等に係る一連の作業（飛散防止のための足場設置等も含む）の開始日

〈法〉

○届出対象建材

- ・吹付け石綿（レベル1）
- ・石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材（レベル2）

〈条例〉

- 石綿含有成形板等の合計の使用面積（除去面積）が1,000 m²以上の場合
- 石綿含有仕上塗材の使用面積（除去面積）が1,000 m²以上の場合

(4) 石綿濃度測定計画届出書

法届出対象の石綿含有建材（レベル2建材のかき落とし等以外の作業は除く）の使用面積が50㎡以上の場合

- 特定粉じん排出等作業実施届出書とあわせて石綿濃度測定計画届出書の提出が必要。

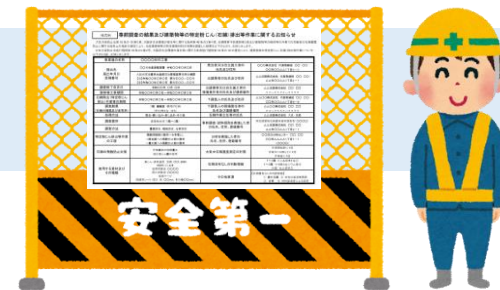
測定時期	測定回数	測定場所
作業開始前	1回	周辺1方向 (最も高濃度が予想される場所)
作業期間中	1回以上 (特定粉じん排出等作業の日数が6日までごと)	周辺4方向 (各方向で最も高濃度が予想される場所を含む)
作業完了後	1回	周辺1方向 (作業中最も高濃度であった場所)



※測定時間：2時間以上4時間以下（平成29年6月1日～）

- 測定結果については発注者へ報告し、3年間の保存が必要。
⇒ 測定結果を特定粉じん排出等作業の完了報告書へ添付すること。

(5) 作業内容等の掲示項目



〈法〉

- 発注者の氏名（名称）、住所、連絡先（法人の場合は、代表者の氏名）
- 元請業者の氏名（名称）、住所、連絡先（法人の場合は、代表者の氏名）
- 元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 作業の実施期間、方法
- 法の届出年月日、届出先（届出対象工事の場合に限る）

〈条例〉

- 条例の届出をした年月日及び提出先
- 法又は条例の届出の受理番号
- 下請負人の氏名又は名称、住所、連絡場所、代表者名
- 下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 石綿飛散防止措置の内容
- 石綿濃度の測定計画

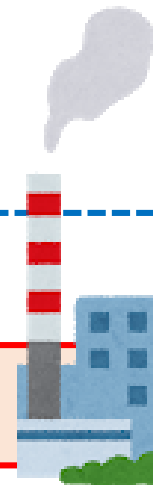
(6) 作業基準 (レベル1、2 建材)

〈法〉

- ① 隔離養生、前室の設置
- ② 集じん・排気装置の設置
- ③ 除去作業初日に作業開始前の集じん・排気装置の点検、確認
- ④ 作業開始前及び中断時の作業場内及び前室の負圧確認
- ⑤ 薬液等による湿潤化
- ⑥ 除去作業初日の作業開始後、集じん・排気装置の位置を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合に集じん・排気装置の正常稼働の確認
- ⑦ 除去面への飛散防止剤散布、清掃その他の特定粉じんの処理、飛散するおそれがないことの確認

〈条例〉

- 排水の処理



(7) 作業基準（レベル2 建材かき落とし等以外の作業）

〈法〉

- ① 隔離養生（負圧不要）
- ② 薬液等による湿潤化
- ③ 除去面への飛散防止剤散布、清掃その他の特定粉じんの処理

〈条例〉

- 排水の処理

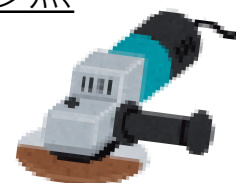
(8) 作業基準 (石綿含有仕上塗材)

〈法〉

- ① 薬液等による湿潤化
- ② 電気グラインダーその他の電動工具を用いる場合
 - (1) 隔離養生 (負圧不要)
 - (2) 薬液等による湿潤化
- ③ 清掃その他の特定粉じんの処理



これらと同等以上の措置については
次スライド参照



〈条例〉

- 飛散防止幕の設置
- 排水の処理

(8) 作業基準（石綿含有仕上塗材）

- 電気グラインダーその他の電動工具を用いる場合
湿潤化及び隔離養生と同等以上の効果を有する措置
⇒十分な集じん機能を有する集じん装置を用いる工法
（以下要件を満たす必要あり）

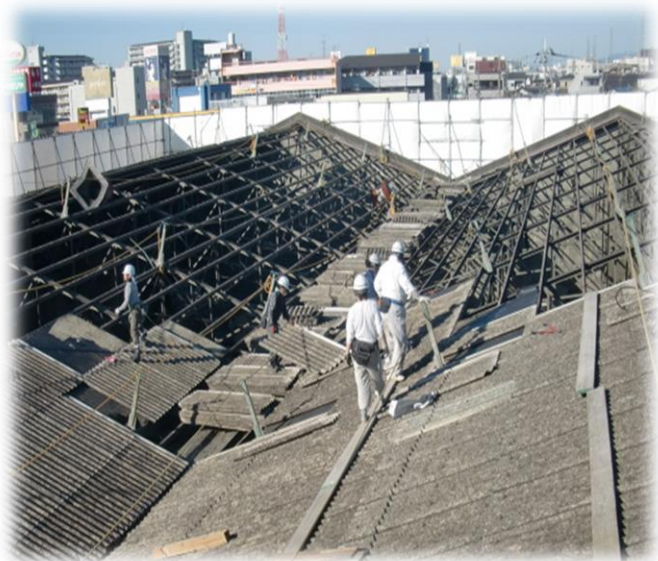
- ・集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・集じん装置はHEPA フィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が0.15 本/cm³（作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されていること

※条例で規定している飛散防止幕は、上記の集じん装置付きの工具を用いた場合でも原則として必要になりますのでご注意ください。

(9) 作業基準（石綿含有成形板等）

〈法〉

- ① 原形のまま取り外し
- ② 破砕等を伴う場合、薬液等による湿潤化
- ③ ケイカル板第1種で破砕等を伴う場合
 - (1) 隔離養生（負圧不要）
 - (2) 薬液等による湿潤化
- ④ 清掃その他の特定粉じんの処理



〈条例〉

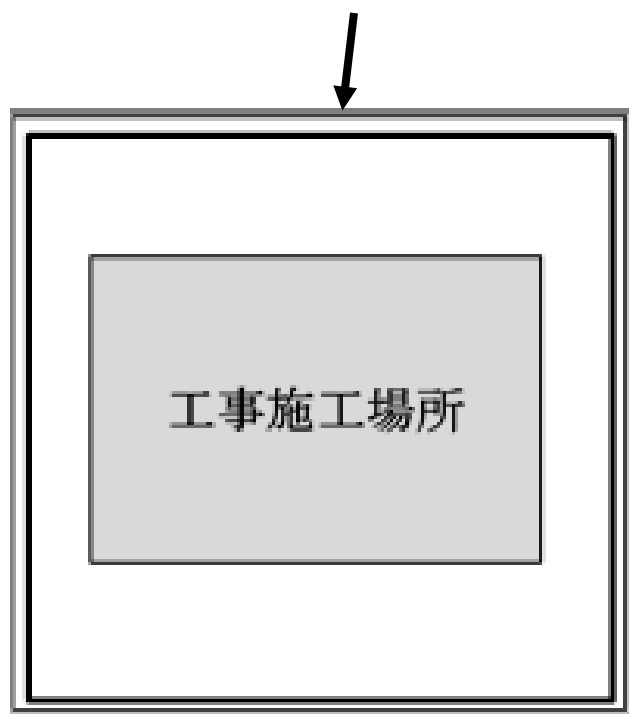
- 飛散防止幕の設置
- 除去後の建材の切断時における集じん機を備えた切断機の使用
- 除去建材の破砕の禁止
- 排水の処理

(10) 工事施工境界基準

特定粉じん排出等作業に係る請負人が、作業を行うために専有した区画（工事施工区画）との境界における規制基準

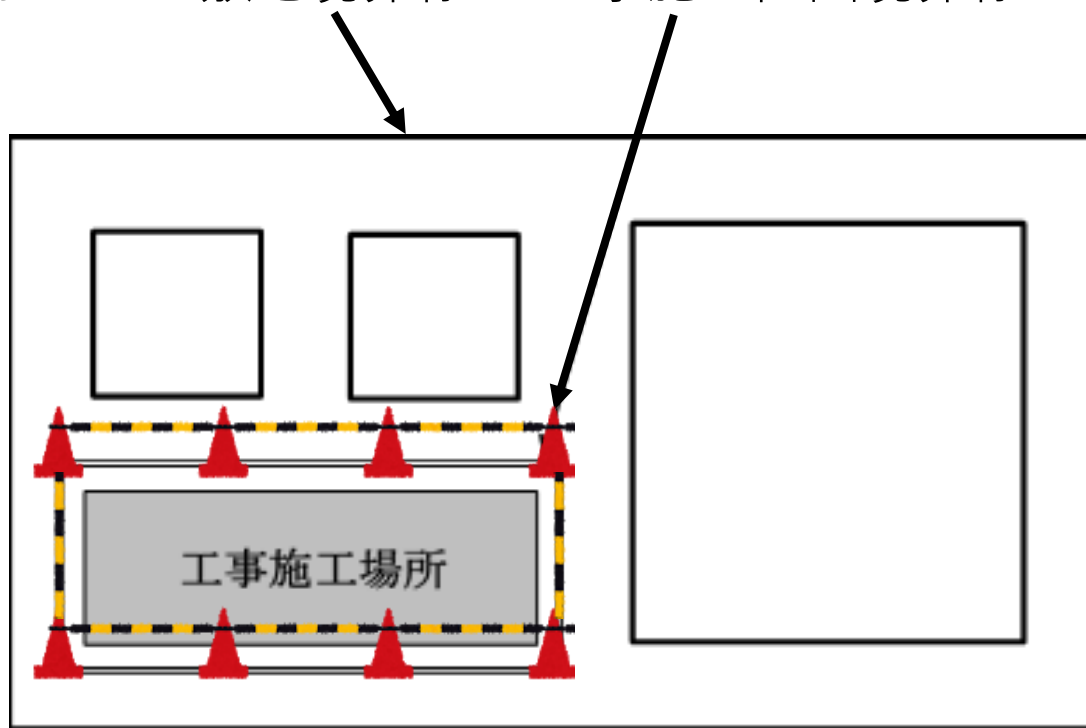
⇒工事施工境界基準：10本/L以下

工事施工区画境界線 = 敷地境界線



敷地境界線

工事施工区画境界線



本日のまとめ ～発注者の義務～

●設計図書等の保管と情報提供

事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、元請業者への必要な情報提供に努めてください。

●作業計画の十分な検討と適切な契約締結

施工業者が作業基準等を遵守できるような内容（施工方法や工期、工事費等）で、請負契約を締結するようにしてください。

●事前調査結果書面の保存（3年間）

元請業者から説明を受けた事前調査書面は、3年間保存する義務があります。

●特定粉じん排出等作業実施届出書※の提出

届出対象工事に該当する場合は、作業開始の14日以上前までに、所管自治体へ届出を提出してください。

※必要に応じて石綿濃度測定計画届出書もご提出ください。

本日のまとめ ～元請業者の義務～

工事開始前に以下の事項を必ずご確認ください！

- 事前調査を実施済みか、事前調査に漏れはないか
- 事前調査結果を書面にして発注者に交付・説明済みか
- 事前調査結果書面を現場において、
閲覧に供するために備え付けているか
- 事前調査結果をシステム等で行政へ報告済みか
- 事前調査結果の掲示板（石綿含有建材がある場合は作業内容も）
を設置済みか
- 石綿含有建材がある場合は、作業の基準に従って除去が実施されるか
- 石綿含有建材がある場合は、作業計画書を作成し現場に備え付けているか



ご清聴ありがとうございました